

高資本費対策の概要

〔趣 旨〕 地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を公費措置。

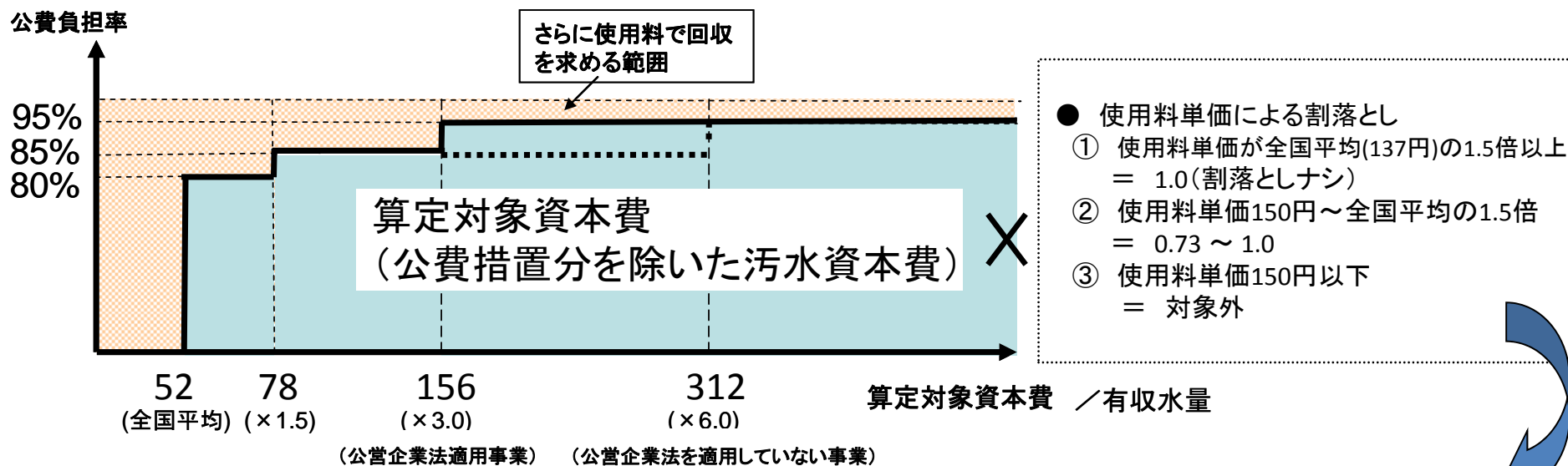
〔対象事業〕 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち資本費・使用料の要件を満たすもの

(有収水量1 m³当たり)

- ・ 算定対象資本費 全国平均(H26:52円/m³)以上
- ・ 使用料 150円/m³ (月3,000円/20m³)以上

〔繰出基準額〕 $\left[\begin{array}{l} \text{算定対象資本費のうち、} \\ \text{全国平均を上回る分} \end{array} \right] \times \left[\text{公費負担率} \right] \times \left[\text{使用料単価による割落とし率} \right]$

<平成26年度高資本費対策のイメージ>



繰出基準額のうち45%を投資補正により交付税措置

高資本費対策制度の変遷

年度	対象事業	資本費単価 (単位:円/㎡)	使用料単価 (単位:円/㎡)	その他	交付税措置 (投資補正)	地財計上額 (単位:億円)																												
S61年度 (創設)	供用開始6年から15年までの 公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始年度ごとに求めた全国平均を上回る事業を対象 <table border="1"> <tr><th>供用開始年度</th><th>資本費単価</th></tr> <tr><td>昭和50年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>昭和51年度</td><td>101</td></tr> <tr><td>昭和52年度</td><td>119</td></tr> <tr><td>昭和53年度</td><td>138</td></tr> <tr><td>昭和54年度</td><td>159</td></tr> <tr><td>：</td><td>：</td></tr> </table> <p>※図の数値は平成元年の例</p>	供用開始年度	資本費単価	昭和50年度	84	昭和51年度	101	昭和52年度	119	昭和53年度	138	昭和54年度	159	：	：		<ul style="list-style-type: none"> ・処理原価が全国平均以上(平成4年度まで) ・経営健全化のために、十分な努力をしている事業(経営安定化計画の策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価×有収水量による措置 <table border="1"> <tr><th>供用開始年度</th><th>交付税単価</th></tr> <tr><td>昭和50年度～52年度</td><td>20円/千㎡</td></tr> <tr><td>昭和53年度～56年度</td><td>40円/千㎡</td></tr> <tr><td>昭和57年度～59年度</td><td>60円/千㎡</td></tr> </table>	供用開始年度	交付税単価	昭和50年度～52年度	20円/千㎡	昭和53年度～56年度	40円/千㎡	昭和57年度～59年度	60円/千㎡	137						
供用開始年度	資本費単価																																	
昭和50年度	84																																	
昭和51年度	101																																	
昭和52年度	119																																	
昭和53年度	138																																	
昭和54年度	159																																	
：	：																																	
供用開始年度	交付税単価																																	
昭和50年度～52年度	20円/千㎡																																	
昭和53年度～56年度	40円/千㎡																																	
昭和57年度～59年度	60円/千㎡																																	
H元年度					<ul style="list-style-type: none"> ・繰出基準と投資補正の算入方法の乖離を是正 ・資本費単価が全国平均の資本費単価を超える分に係る繰出額の60%を措置する方法に変更。 	189																												
H2年度	供用開始から25年までの 公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始年度によらず、法適・非適ごとに全国平均の1.5倍以上 <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>資本費単価</th><th>全国平均</th></tr> <tr><td>法適用事業</td><td>112</td><td>← 1.5倍</td></tr> <tr><td>法非適用事業</td><td>142</td><td>← 1.5倍</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・対象資本費が低いほど、高措置率となるよう乗率を設定 <table border="1"> <tr><th colspan="2">法適用事業</th><th colspan="2">法非適用事業</th></tr> <tr><th>資本費単価</th><th>乗率</th><th>資本費単価</th><th>乗率</th></tr> <tr><td>～ 336</td><td>1.0</td><td>～ 426</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>336超 ～ 560</td><td>0.75</td><td>426超 ～ 710</td><td>0.75</td></tr> <tr><td>560超 ～</td><td>0.5</td><td>710超 ～</td><td>0.5</td></tr> </table>	区分	資本費単価	全国平均	法適用事業	112	← 1.5倍	法非適用事業	142	← 1.5倍	法適用事業		法非適用事業		資本費単価	乗率	資本費単価	乗率	～ 336	1.0	～ 426	1.0	336超 ～ 560	0.75	426超 ～ 710	0.75	560超 ～	0.5	710超 ～	0.5	<ul style="list-style-type: none"> ・全国平均を基準とし、使用料単価に基づいて、資本費単価に一定の調整率を乗じる。 <p>【調整率の例】 $\times 2/3 (1 + (\text{当該団体の使用料単価} - \text{全国平均}) / \text{全国平均})$</p> <p>※当該団体の使用料単価が全国平均のときに2/3、全国平均の1.5倍以上の時に1となるよう設定。</p>		212
区分	資本費単価	全国平均																																
法適用事業	112	← 1.5倍																																
法非適用事業	142	← 1.5倍																																
法適用事業		法非適用事業																																
資本費単価	乗率	資本費単価	乗率																															
～ 336	1.0	～ 426	1.0																															
336超 ～ 560	0.75	426超 ～ 710	0.75																															
560超 ～	0.5	710超 ～	0.5																															
H4年度						293																												
H11年度	供用開始から25年までの 下水道事業 (特公及び流域を除く。以下同じ)					519																												
H15年度	供用開始6年から25年までの 下水道事業				45%措置	639																												
H16年度	供用開始6年以降の 下水道事業				<ul style="list-style-type: none"> ・6～25年 45%措置 ・26年目以降 9%措置 	924																												
H17年度	供用開始6年から30年までの 下水道事業			<ul style="list-style-type: none"> ・使用料適正化の観点から、150円をメルクマールとし、150円未満の場合は割落としを拡大 <p>【調整率の例】 150円以上192円未満(全国平均の1.5倍) → $\times \text{使用料} / 192\text{円}$</p> <p>※150円未満の事業については、段階的に割落としを拡大し、平成20年度に150円未満は対象外となる経過措置を設定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6～25年 45%措置 ・26年目以降30年目まで 9%措置 	871																												
H18年度	供用開始から30年までの 下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水公費の創設 → 公費負担分控除後を対象 ・対象資本費が高いほど、高措置率となるよう乗率を設定 <table border="1"> <tr><th colspan="2">法適用事業</th><th colspan="2">法非適用事業</th></tr> <tr><th>資本費単価</th><th>乗率</th><th>資本費単価</th><th>乗率</th></tr> <tr><td>45以上67未満</td><td>0.8</td><td>45以上67未満</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>67以上135未満</td><td>0.85</td><td>67以上270未満</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>135以上</td><td>0.95</td><td>270以上</td><td>0.95</td></tr> </table>	法適用事業		法非適用事業		資本費単価	乗率	資本費単価	乗率	45以上67未満	0.8	45以上67未満	0.8	67以上135未満	0.85	67以上270未満	0.85	135以上	0.95	270以上	0.95				692								
法適用事業		法非適用事業																																
資本費単価	乗率	資本費単価	乗率																															
45以上67未満	0.8	45以上67未満	0.8																															
67以上135未満	0.85	67以上270未満	0.85																															
135以上	0.95	270以上	0.95																															
H20年度				<ul style="list-style-type: none"> ・使用料に係る経過措置廃止(150円未満は対象外) 		655																												

高資本費対策対象事業の概況(平成25年度)

		全事業数	高資本費対策対象事業							
			事業数	事業割合	決算額(億円)	資本費単価(円) *4	使用料対象資本 費単価(円)*5	汚水維持管理費 単価(円)*6	条例上の使用料 平均(円・20m ³ / 月)*7	実質的な使用料 平均(円・20m ³ / 月)*8
処理区域内人口密度(人/ha)		A	B	C=B/A						
公 共 下 水 道	100以上～	47	1	2.1%	0.3	140	86	81	2,575	3,378
	75～100	72	-	-	-	-	-	-	-	-
	50～75	202	22	10.9%	27.4	234	103	79	2,920	3,546
	25～50	602	231	38.4%	336.5	302	146	105	3,149	3,517
	25未満	265	135	50.9%	103.9	372	171	127	3,373	3,585
特定環境保全公共下水道 集落排水*1、浄化槽*2		2,395	891	37.2%	289	457	197	180	3,412	3,571
合 計*3		3,583	1,280	35.7%	757.4	338	155	122	3,351	3,542

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと
 *2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと
 *3 流域下水道及び特定公共下水道を除く
 *4 資本費単価は汚水処理費及び公費負担対象経費を有収水量で除した値
 *5 使用料対象資本費単価は、使用料の対象となる汚水処理費を有収水量で除した値(流域下水道及び特定公共下水道を含む。)
 *6 汚水維持管理費単価＝汚水処理費(維持管理費)÷年間有収水量
 *7 条例上の使用料平均(20m³/月)とは、各事業の一般家庭における20m³あたりの使用料を単純平均して算定した値
 *8 実質的な使用料平均(20m³/月)とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用排水のみでなく業務用排水を含む)

高資本費対策対象事業の概況(平成21年度)

		全事業数	高資本費対策対象事業							
			事業数	事業割合	決算額(億円)	資本費単価(円) *4	使用料対象資本 費単価(円)*5	汚水維持管理費 単価(円)*6	条例上の使用料 平均(円・20m ³ / 月)*7	実質的な使用料 平均(円・20m ³ / 月)*8
処理区域内人口密度(人/ha)		A	B	C=B/A						
公 共 下 水 道	100以上～	50	—	—	—	—	—	—	—	—
	75～100	74	2	2.7%	3.0	213	131	100	2,469	3,412
	50～75	209	21	10.0%	25.6	209	108	82	2,805	3,305
	25～50	634	225	35.5%	311.9	333	155	101	3,133	3,501
	25未満	230	86	37.4%	51.4	370	144	116	3,251	3,485
特定環境保全公共下水道 集落排水*1、浄化槽*2		2,380	660	27.7%	179.3	496	188	168	3,384	3,514
合 計*3		3,577	994	27.8%	571.3	351	145	113	3,301	3,472

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*3 流域下水道及び特定公共下水道を除く

*4 資本費単価は汚水処理費及び公費負担対象経費を有収水量で除した値

*5 使用料対象資本費単価は、使用料の対象となる汚水処理費を有収水量で除した値(流域下水道及び特定公共下水道を含む。)

*6 汚水維持管理費単価＝汚水処理費(維持管理費)÷年間有収水量

*7 条例上の使用料平均(20m³/月)とは、各事業の一般家庭における20m³あたりの使用料を単純平均して算定した値

*8 実質的な使用料平均(20m³/月)とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用排水のみでなく業務用排水を含む)

高資本費対策対象・非対象事業の資本費単価等の推移

(単位:円)

区 分	事業数	項 目	H21	H25
平成25年度 高資本費対策 対象事業	1,280	資本費単価*1	351	338
		使用料対象資本費単価*2	145	155
		汚水維持管理費単価*3	113	122
		条例上の使用料平均(20m ³ /月)*4	3,301	3,351
		実質的な使用料平均(20m ³ /月)*5	3,472	3,542
平成25年度 高資本費対策 非対象事業	2,303	資本費単価*1	179	162
		使用料対象資本費単価*2	43	43
		汚水維持管理費単価*3	67	67
		条例上の使用料平均(20m ³ /月)*4	2,715	2,692
		実質的な使用料平均(20m ³ /月)*5	2,619	2,646
合 計*6	3,583	資本費単価*1	195	181
		使用料対象資本費単価*2	50	52
		汚水維持管理費単価*3	71	73
		条例上の使用料平均(20m ³ /月)*4	2,882	2,931
		実質的な使用料平均(20m ³ /月)*5	2,701	2,743

*1 資本費単価は汚水処理費及び公費負担対象経費を有収水量で除した値

*2 使用料対象資本費単価は、使用料の対象となる汚水処理費を有収水量で除した値(流域下水道及び特定公共下水道を含む。)

*3 汚水維持管理費単価＝汚水処理費(維持管理費)÷年間有収水量

*4 条例上の使用料平均(20m³/月)とは、各事業の一般家庭における20m³あたりの使用料を単純平均して算定した値*5 実質的な使用料平均(20m³/月)とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用排水のみでなく業務用排水を含む)

*6 流域下水道及び特定公共下水道を除く

高資本費対策対象事業に係る要件充足の状況(平成25年度)

(単位:事業数)

	処理区域内人口密度(人/ha)	全事業数 (H25決算値)	高資本費対策 対象事業	使用料対象資本費単価51円以上		
					うち供用開始後年数30年以上	うち使用料150円/m ³ 未満
公共 下 水 道	100以上～	47	2	20	14	15
	75～100	72	1	42	27	34
	50～75	202	25	167	70	116
	25～50	602	247	540	149	198
	25未満	265	136	202	9	61
特定環境保全公共下水道・集落排水*1		1,973	967	1,759	42	778
浄化槽*2		422	129	175	0	46
合 計*3		3,583	1,507	2,905	311	1,248

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*3 流域下水道及び特定公共下水道を除く

資本費単価分布別の事業数(平成25年度)

(単位:事業数)

		使用料対象資本費単価					使用料対象資本費 単価平均値*4
		0～51円未満	51～76円	76～153円	153～306円	306円以上	
公共 下 水 道	処理区域内人口密度(人/ha)						
		100以上～	31	9	11	0	0
	75～100	28	19	17	6	0	42
	50～75	44	34	93	30	10	81
	25～50	70	62	225	206	47	103
	25未満	47	8	69	110	15	140
特定環境保全公共下水道・集落排水*1		213	96	534	758	371	170
浄化槽*2		230	75	75	20	5	37
合 計*3		663	303	1,024	1,130	448	51

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと
 *2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと
 *3 流域下水道及び特定公共下水道を除く
 *4 使用料対象資本費単価は、使用料の対象となる汚水処理費を有収水量で除した値(流域下水道及び特定公共下水道を含む。)

資本費単価が全国平均(51円)以上の事業における使用料単価分布の状況 (平成25年度)

(単位:事業数)

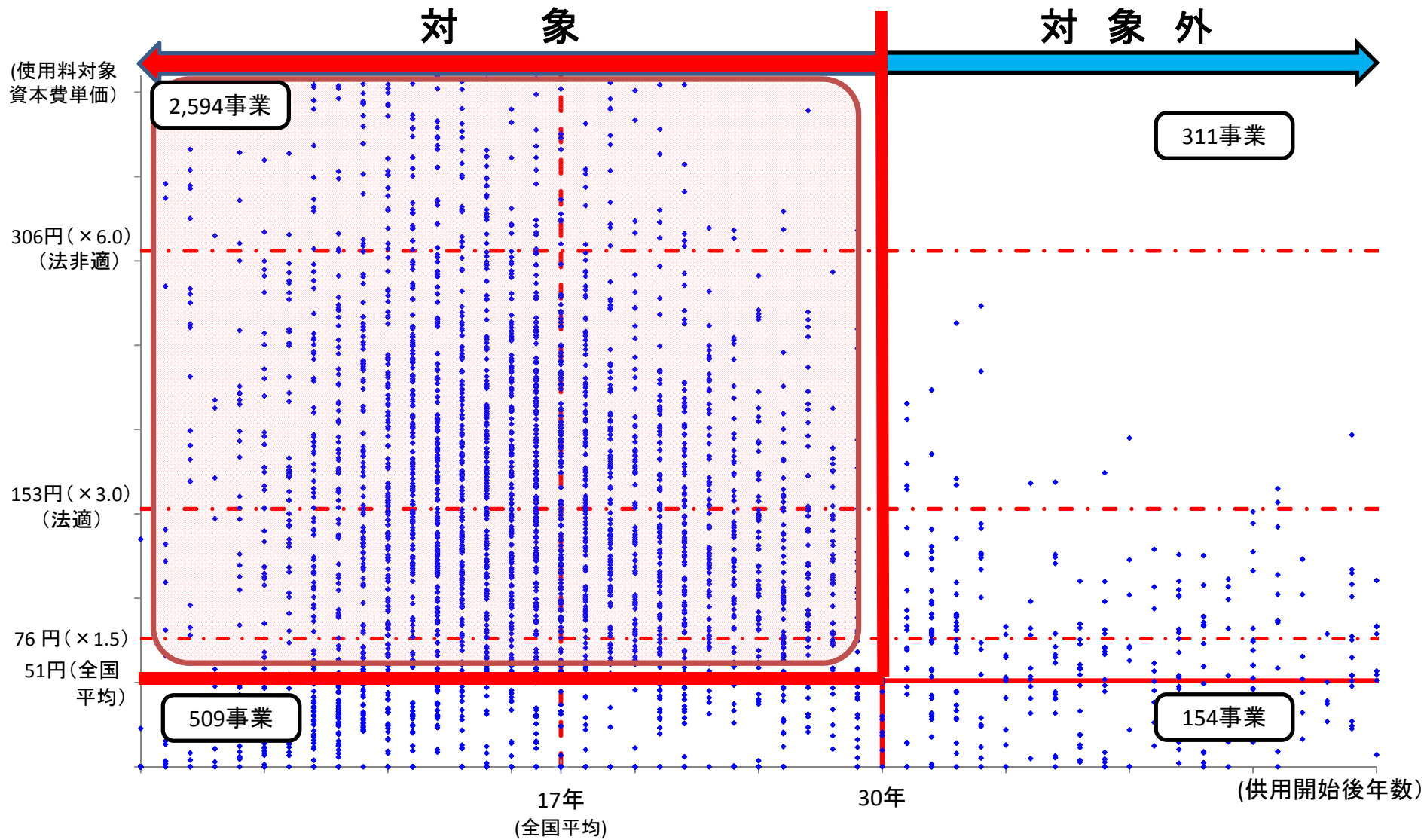
		使用料単価				
		0~100円/m ³	100~135円/m ³	135~150円/m ³	150~203円/m ³	203円/m ³ 以上
処理区域内人口密度(人/ha)						
公共 下水道	100以上~	3	7	5	5	0
	75~100	6	21	7	8	0
	50~75	19	76	21	48	3
	25~50	20	99	79	297	45
	25未満	9	32	20	108	33
特定環境保全公共下水道・集落排水*1		105	407	266	782	199
浄化槽*2		6	19	21	98	31
合 計*3		168	661	419	1,346	311

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*3 流域下水道及び特定公共下水道を除く

供用開始後年数と資本費単価の分布図（平成25年度）



資本費単価が全国平均(51円)以上の事業における供用開始後年数の分布状況(平成25年度)

(単位:事業数)

		供用開始後年数								
処理区域内人口密度(人/ha)		0～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～25年	25～30年	30～35年	35年～40年	40年～
公共 下水道	100以上～	0	0	0	0	3	3	5	1	8
	75～100	1	0	0	1	4	9	8	4	15
	50～75	5	5	9	22	34	22	16	11	43
	25～50	10	40	77	79	106	79	70	27	52
	25未満	5	12	44	53	57	22	6	2	1
特定環境保全公共下水道・集落排水*1		20	139	495	615	302	146	33	8	1
浄化槽*2		2	31	70	72	0	0	0	0	0
合 計*3		43	227	695	842	506	281	138	53	120

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*3 流域下水道及び特定公共下水道を除く

平成18～25年度の間に供用開始30年を超えた下水道事業*1の使用料対象資本費単価の状況
 (平成25年度に供用開始31～36年となった事業)

*1 高資本費対策事業に限る

(単位:事業数)

	処理区域内人口密度(人/ha)	全事業数*2	合計*1	使用料対象資本費単価			
				51円～76円	76円～153円	153円～306円	306円以上
公共下水道	100以上～	0	0	0	0	0	0
	75～100	1	1	0	1	0	0
	50～75	3	3	2	1	0	0
	25～50	46	42	10	22	10	0
	25未満	1	0	0	0	0	0
特定環境保全公共下水道・集落排水*3		10	9	0	6	2	1
浄化槽*4		0	0	0	0	0	0
合計*5		61	55	12	30	12	1

*2 使用料対象資本費単価51円未満を含む

*3 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*4 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*5 流域下水道及び特定公共下水道を除く